令和5年5月定例農業委員会議事録

1.	日	時			令	和	5 年	5	月 2	26	3	午後	ŧ 1	時 30) 分	
2.	場	所		ħ	公	浦	市	役	į	所	市]	民	ホ	<u> </u>	ル
3.	農業都	を 員の出席 ギ	犬況	(O¦	出席	\boxtimes]欠席	\mathcal{F}	遅刻)早	退)				
	1 番 4 番 7 番 10番 13番 16番 19番	野中 考 益本 德 武部 文 﨑村 康	全 京市 で男 子 子 も も 手		2 和 5 和		瀬松太大髙柿		典資敏子彦			3 番番 6 番 9 番 12番 15番		佐松梶久田吉次本山保中原		
出席	農業委員	員数 14名	<u></u>	在任	委員	の過	半数に	こ達し	てい	るの	で、	本会	は成	立した	0	
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)																
0 0 0	増山 親坂本 原	新太郎 〇 表弘 〇		勇学)銷	計木 仍 計立	•	0		支 糸	東明 純治 说男	0	濱﨑 瀬川 紙本	稔 和男 政信	
5.	5. 農業委員会以外の出席者															
6. 事務局職員の出席者																
	局 長	福守][]	Ž	欠 县	麦	白波	美知	子			係	長	田畑	徹二	
	主 査	桃田忠	邦		参	事	吉田	倉Ł	<u>h</u>			主	任	川村	和夫	
7.	7. 議 長 吉 原 順 穂															
8.	8. 議事録署名委員の指名															
	1 番	野	中		孝			4	番			益	本	德	i i	ī

事務局長

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和5年度5月 の農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員でございます。農業委員2番瀬川委員、3番佐次川委員、 9番梶山委員、10番崎村委員、13番松永委員、それから推進委員16番 北川委員でございます。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が 成立していることをご報告いたします。

先週15日、16日2日間の日程で県内21市町の農業委員会会長、事務局長会議が雲仙市で開催されました。吉原会長と出席いたしました。その中で、昨年度の令和4年度の農業委員会活動における重点活動について市町毎の取り組みが示されております。また併せて本年度におけます活動の実施要領が示されております。お手元に資料をお配りしておりますが、詳細につきましては後ほど協議事項でご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、吉原会長の挨拶をいただきまして、総会に入りたいと思います。

会 長

皆さんこんにちは。一年で春と秋の一番忙しい春の農繁期で皆様大変お疲 れのことと思います。また、異常気象が異常でなくなって普通になってしま って、5月の1ケ月分が一日で降ったりということで、早期栽培の農家の方 にとっては非常に植え付けまでスムーズにいったかと思いますが、普通期作 でその前にイタリアンの作付けをされている畜産農家にとっては、本当に大 変なご苦労をされたことと思います。先ほど事務局長からも長崎県農業委員 会会長会議のことについてお触れになって、また後ほど詳しく内容の説明が あるかと思いますが、私も報告として重複するかもしれませんが、触れさせ ていただきたいと思います。5月15日16日に雲仙市小浜で会長事務局長 会議が開催されました。会議資料の抜粋をお手元に配布しておりますが、令 和4年度の活動の重点目標7項目ありますが、それに対して県内22農業委 員会のそれぞれの数値が公表されております。松浦市は7項目の一つである 荒廃農地の緑区分において目標50aに対し、40aの達成でわずか10a の未達で7項目のパーフェクト達成とはなりませんでしたが、全国農業新聞 の購読で表彰をいただきました。それぞれの目標数値の達成度は素晴らし く、これもひとえに委員皆様方のご努力の賜と感謝申し上げます。ありがと うございました。令和5年度の農パトの絆を深める運動のスローガンは、3 年の任期中に担当地区の全農家に声掛けをということで、3つのポイントを 示されておられます。一つ、活動記録簿作成の徹底による活動の見える化を 図る。二つ目に農業者の意向を把握(深堀調査)となっていますが、一筆ご とに調査してくださいということです。3つ目は農業委員会事務局に対して ですが、農業委員会サポートシステムの農地情報の最新に努めなさいという ことで、これは事務局がなされることですから、委員さんには関係ないかな と思います。それからタブレットの活用でございますが、農業会議に対し松 浦市では是非早く講習の開催をお願いいたしましたところ、まず職員の研修 をしてから要請があれば行くとのことでしたから、8月の農地パトロールに

間に合うようお願いをいたしました。私もなるべく早くタブレットに触れて 使い方を慣れた方がいいんじゃないかということで思っていたんですが、何 で遅れたのかと聞いたら、タブレットに練習用のソフトが入っていないんだ そうです。今使うと本来の記録に残ってします数字になるので練習用のソフ トは配布されてから練習を開始すると。県は、国は早くそれを使ってやりな さいと言っといて現実には練習するソフトも入っていないという状況で、皆 様方にも大変ご迷惑をおかけします。まず事務局職員に7月の研修を行って から各地区に要請があれば講師に来ますということですので、農地パトロー ルには写真撮影くらい間に合うようにやっていきたいと思っております。2 日目は、現地研修で大亀地区という意向調査、一筆調査を行っておられまし た。詳しく調査をなさっておられましたが、松浦でも令和4年度は田代、大 崎下、西山地区を既にやっておられるということですので、よろしくお願い いたします。それから2か所目の現地視察は丘南部土地改良事業についての 視察を行いました。とにかくマチュピチュって、インカ帝国時代の石垣があ る訳ですが、これはまた日本のマチュピチュではないかなというような一番 てっぺんまで石垣が綺麗に積んであって、びっくりしました。石材代は含ま ないということで、反当り100万円程石材が掛かるということで、工賃に ついては補助事業で出来るということでいくらかかっても土羽ではなくて石 垣ですれば勾配がきつくなりますので、一番上の耕地面積が少なくなるとい うことで、とにかく土地を大事にしておられる所で、若い後継者も沢山残っ ておられて、じゃがいも10キロ4千円ということで、とにかく意欲的に農 業に取り組んでおられる所でした。それから5月22日に鹿児島県串木野市 議会の産業教育委員会から行政調査に来市されまして、耕作放棄地の発生防 止と解消活動についてという調査に事務局の方で対応していただきました。 次に、今後の活動について、農業委員、推進委員の改選が迫っております。 8月には公募が開始されるということで、1カ月間の公募期間ということだ そうです。全部が揃わない時には延長もされるということですが、候補者が 出揃うよう是非皆様方のご協力をお願いいたしたいと思います。お手元に行 政に対する農業委員としての意見を書いて、是非松浦市に農業委員としてど んなことをしていただきたいかとそれぞれの個人の思いを簡条書きに書いて いただければ幸いです。そして6月の定例会に出していただいて、その意見 を集約しましてその後、意見書として作成しまして、今度は市長との意見交 換会を是非持ちたいと思っておりますので、是非ご協力をよろしくお願いい たします。大変多くのことを述べさせていただきました。残りの任期があと わずかになっております。寂しいでしょうがラストスパートでありますので 頑張っていきましょう。では、会議に移ります。

議長

それでは、議事に入ります。議事録署名人の指名を行います。1番野中委員、4番益本委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次に1ページ、報告事項に移ります。農地移動適正化あっせん事業報告について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは各種報告をさせていただきます。農地移動適正化あっせん事業報告が2件ございます。2件続けて説明させていただきます。

1件目は、申出人、御厨町前田免 番地の 氏です。種類は売買で、対象地は御厨町前田免字開田 5番と 番の2筆で、地目は田、合計面積は2,656㎡です。申出日は令和5年1月22日です。先月の総会でも報告しておりましたが、あっせん会を5月13日に開催しまして、議案の作成日の都合上記載されておりませんが、5月19日に調印式を終えております。

2件目です。申出人は、星鹿町下田免 の 氏です。相手方は調川町上免 番地、 氏です。種類は売買で対象地は調川町白井免字小豆 番の1筆で、地目田、面積は1,249㎡です。申出日は3月8日で、4月12日にあっせん会を開催しまして、4月26日に調印式を終えております。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。ただ今報告がありましたあっせん事業報告の うち、1件目の申出人 氏のあっせんについてあっせん委員さんの報告をお 願いします。推進委員2番大久保委員お願いいたします。

推進委員 2番の大久保です。先ほどの事務局の説明どおりでございますが、私の方からも少々重複しますが説明させていただきます。5月13日にあっせん会を開いて双方の合意ができまして、5月19日調印式を行いました。価格については2筆で80万円でございます。10a当り約30万円でございます。ここはかなり法面があるということで、水張り面積で言いますと10a当り約35万円になります。新御厨町の田畑売買価格の平均50万円からしますと、大きく安く下がりましたけども、申出人のさんも非農家の方で、この農地を大切に使ってくれる方であれば価格に拘らずにお譲りしたいということでありました。相手方のさんにおいては、認定農家の方ではございませんが、近年コンバイン、トラクター等新しく導入されて水稲栽培においては精力的に行われておりますので、この農地も十分活用されると思っております。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。ただ今の報告について、何か皆さんからございます か。

委員 (なし)

議長 ないようでございます。それでは、続きまして、農地法第18条第6項の規 定による通知(合意解約)から2ページの提案事件の集計表まで事務局の説明 をお願いいたします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)についてでございます。 5件ございます。 1件目の貸人、 氏と借人、 氏の件は、長崎県農業振興公社を通した契約ですが、借人の 氏から高齢により体力的に耕作ができないとの申し出がありまして合意解約となっております。3件目の貸人、 氏と借人、 氏の分につきましては、借人の 氏の方から農地への通路が猪被害に会い、耕作が出来ないとの申し出がありましたので、事務局でも現地の確認を行ったのですが、特にそのような状況を確認出来なかったために、 氏にも事情を説明して借人都合の解約ということで合意解約には至っております。4件目の貸人、 氏、借人、 氏の件と5件目の借人、 氏と借人、 氏の件は、貸人の新見氏の生前一括贈与後、 氏の後継者である息子さんが就農するということで、こちらは貸人都合による合意解約となっております。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について、1件ございます。被相続人は、氏、相続人は妻の氏です。農地の表示は志佐町里免字前田519番1、地目畑、面積は396㎡と同地字観音寺 、地目畑、面積513㎡の2筆となっております。被相続人、氏は令和4年3月25日にお亡くなりになられて、令和5年1月12日に相続登記が完了したということで、相続人から令和5年5月2日に届出があり、同日付けで受け付けております。

議案は2ページをご覧ください。

続きまして、申請事件の処理状況です。 (以下資料の読み上げ)

農地法関係 令和5年4月分

条	項	譲渡人(貸人)	讓受人(借人)	転 用 目 的	申請面積	処理 状況
	5	福村 邦廣	(株)総合福祉センター悠優 代表取締役 渡邉 毅	駐車場及び事業所作業場	438 m	R5.5.15許可
	9	宮本 望美	住德 一洋	一般個人住宅	710 m²	R5.5.15許可

続きまして、提案事件の集計表です。 (以下資料の読み上げ)

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面	積	
			Ħ	畑	計
所有権移転				1,249 m²	1,249 m²
利	利用権設定		215,151 m ²	33,914 m ^a	249,065 m²
	賃 借 権	93	202,507 m²	30,647 m²	233,154 m ²
	使用貸借	12	12,644 m²	3,267 m²	15,911 m²
	計	106	215,151 m ²	35,163 m ²	250,314 m ²

承認関係

小阪河 床							
rh sta	件数	面		積			
内 容	筆数	田	畑	計			
農用地利用集積等促進計画の要請について	1	10,159 m²		10,159 m²			
荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当 するか否かの決定について	3		828 m²	828 m²			
令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況及び令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定について							

報告は以上でございます。

議長 はい、事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について何かご意見ご ざいますか。

委員なし。

議長 なければ、報告どおりとさせていただきます。

それでは、付議事項に入ります。4ページ、議案第28号農用地利用集積 計画の決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第28号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進 法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというも のでございます。公告予定日を令和5年5月29日としております。議案の 5ページから6ページの分につきましては、先ほどのあっせん事業報告でご ざいました売買による所有権移転分です。議案の8ページから12ページに かけまして、賃貸借再設定分68件、13ページと14ページに賃貸借の新 規分22件、15ページに使用貸借再設定11件と同ページに使用貸借の新 規分1件の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いしま す。

議長 事務局からの説明が終わりました。大変件数が多くございますので、各地 区の受け持ち地区の委員さん、それぞれご自分の地区の確認をしていただき ますようよろしくお願いいたします。しばらく時間を取ります。

各委員さんから何かご意見はございますか。

農業委員 ちょっといいですか(武部委員)

議 長 武部委員どうぞ。

農業委員 利用権を設定する者として高齢者の方、97歳の方がおられますよね。管理はしておられるのでしょうけど、出来れば身近な人がおられないのかなと思ってですね。(武部委員)

議 長 ページ数とお名前を言ってもらいましょうか。

農業委員 15ページですね。97歳ということですが、後見人ということじゃないんでしょうからね。できれば若い人がおられないのかなと。(武部委員)

事務局 15ページですよね。 さんのところだと思いますが、利用権を設定 する者は貸人の方になります。受ける者、実際に耕作される方です。だから 右の方が所有者ということです。左の方が実際に作られる方。

農業委員

はい、そうね。ただ所有者だけども、登記名義人というのかどうかは別ですよね。だから登記は昔の故人のままにしといて。たまたま自分の方から言っているんでしょうけど。お子さんとか若い人がいないものかなと思って。気になって。今日居ても明日居ないこともあるっていうね。(武部委員)

事務局

所有権がある方のお名前ということで記載をさせていただいております。

議長

今の事務局の答弁でよろしゅうございますか。武部委員。

農業委員

後々いろいろあったらいかんということでね。登記をされていないと思うんですよ。こういう問題はね。だから他に相続とか何とか色々される場合も出てくると思うんですよ。だから相続人がいっぱいおらす訳ですけども、誰が相続人になるか。(武部委員)

事務局

契約の際には所有者、本来ならば登記名義人と契約を結ぶということになりますのが、実態としてはこちらの さんも、もしかして入院とかされてらっしゃるかもしれませんし、施設とかに入ってらっしゃるかもしれない。そういう場合は恐らく家族の方が実態としてはされている現状があるのかもしれないですけれども、基本的には農地の登記名義人と契約というのが基本となっています。よろしくお願いします。

農業委員

いわゆる登記名義人じゃなしに、納税義務者という恰好になっとるんじゃないでしょうか。登記されてなくて。納税義務者としての登録がなされている。私の考えですよ。多分そうじゃないかなと。(武部委員)

事務局

固定資産税で言えば、登記名義人がご健在であればその方が当然納税義務者になります。その方がもし亡くなられて登記がなされてない場合は納税管理人として遺族の方に設定してもらってその方に納税をしてもらうという流れでございます。

農業委員

問題なければね、いいんですよ。もしあった場合のことをね、言っているんですよ。(武部委員)

議長

他にご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議長

なければ、議案第28号農用地利用集積計画については計画どおり決定し、 公告予定を令和5年5月29日といたします。

続きまして、18ページ、議案第29号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。本件は、委員さん関係分です。本日は農業委員の﨑村委員、佐次川委員が欠席でございますので、退席も必要ありませんので、

それぞれ事務局で説明していただきます。本来であればお一人ずつ審議をしないといけなかったのですが、お二人とも欠席でございますので、10番の 崎村委員、3番の佐次川委員のところを一緒に説明をしていただきます。

事務局

議案第29号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき下記のとおり農用地利用集積計画を決定するとういものでございます。公告予定日は令和5年5月29日としております。議案19ページをご覧ください。賃貸借再設定分2件と賃貸借の新規分1件の委員さん関係分の各筆明細を記載しております。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今事務局の説明が終わりましたが、何かご意見はございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、議案第29号農用地利用集積計画については計画どお り決定し、公告予定を令和5年5月29日といたします。

続きまして議案22ページ、議案第30号農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第30号農用地利用集積等促進計画の要請について。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものです。提出日は令和5年5月26日です。議案の23ページをご覧ください。こちらはAtoBで公社が貸し付ける分になります。基本、公社との契約は10年ということで進めておりますが、こちらの野氏の件につきましては、当初5年契約をされていましたことから、残りの5年といいますか、当初から合わせて10年になるように更新ということで、存続期間が5年となっております。以前からの契約としては6年目になるということで、また経営面積も変わらないというのはそういった状況からでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございません か。

委 員 (なし)

議長 ないようですので、議案第30号農用地利用集積等促進計画については、 長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請いたします。

> 続きまして、28ページ、議案第31号荒廃農地調査による農地法第2条 第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたし

ます。準備をいたしますのでしばらくお待ちください。

事務局

議案は28ページです。議案第41号荒廃農地調査による農地法第2条第 1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について説明いたします。 番号1番になります。申出人は、所有者及び登記名義人である東京都大田 区大森西 氏。土地の所在地は鷹島町中通免 字柳 、地目は畑、現況地目は山林、面積は155㎡です。申請地 は市道鷹島幹線沿いにあり、この道路の建設計画がなされた昭和52年頃に 売買された残りの農地であります。ご覧いただいている画像ですが、東側か ら西側に向かって全景を撮りまして、2番目が近景です。それから時計回り の順番で見ていただきたいと思います。今月17日に瀬川推進委員と現地立 会いをいたしました。当該地には、竹林、雑木等が繁茂しておりまして、農 地への立ち入りも困難な状況でありましたので、山林化していると判断した ところです。また偶然にも近隣にお住まいの方とお会いすることができまし て、当該地について聞き取りをしましたところ、道路が出来てからは耕作が されておらず荒廃していたということでした。農地の所有者は道路が建設さ れる前から現住所地にお住まいであり、管理する方もおらず農地としての活 用の意思もないということでありました。以上の状況から農地への復旧は困 難であると判断しております。事件番号1番については以上になります。

番号2番から3番について説明いたします。申出人は星鹿町牟田免 59㎡、655番第1、畑214㎡の二筆です。申出によりますと、15年 以上耕作していないということで山林化しているとのお話でした。現地確認 は、5月19日に佐次川委員と事務局とで行いました。次の写真をお願いし ます。これが全景です。これが近景です。昔はブドウのハウスがあったとい うお話をされましたが、スライドのとおり既に山林化している状況でした。 過去の航空写真等で確認をしましたが、平成15年の航空写真におきまして も現況のとおり既に山林化している状態でありました。以上、周辺の状況等 を踏まえまして農地への復旧は困難でございます。仮に復旧したとしても継 続した営農の見込みがないと思われますので、現況を「山林」として非農地 とすることが妥当であると考えます。なお、本日は佐次川委員が欠席されて おりますが、佐次川委員におかれましても現況を「山林」として非農地が妥 当であるとのご意見でありますので、申し添えます。なお、非農地後につき ついては活用をされる、そういう計画でございます。以上番号1から3につ きまして、ご審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。それでは、1番について地元委員のご意見を伺いたいと思います。推進委員17番瀬川委員お願いいたします。

推進委員

17番の推進委員の瀬川です。17日に確認した訳なんですが、ここはいつも見ているところでありまして、無駄だなと感じておりました。詳細につ

きましては、事務局の方で詳しくありまして、経過等についてもその通りで ありますので、特に申し上げることはありません。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今、地元委員さんからのご意見がございま した。皆様から何かご意見はございますか。

農業委員

はい。(武部委員挙手)

議長

武部委員、お願いします。

農業委員

番号1についてですけど、現況は山林の地目になっていますけど、状況的には原野じゃないかなと私は思います。それと、これはここで決めてもね、登記の地目変更を出した時に、実地調査があると思うんですよ。法務局からね。これを見たときに、原野が妥当じゃないかなと思っています。以上です。(武部委員)

議長

事務局どうですか。お願いします。

事務局

もう一度スライド写真をご覧いただきたいと思います。画像の方の赤枠で 囲んでいる部分から上の方に伸びている竹林でしたり、雑木というのがかな りの数伸びているんですけども、だいたい3から4m以上の高さがあったと 思います。画像の2枚目、3枚目は近景で撮っておりますけども、こちらは 平地で見たときのものですから、その上に電柱が建っている部分のところと いうのは、奥側に申出地がありまして、狭まっているようになっているんで すけど、実際は電柱の周辺まで雑木が伸びているというところです。4枚目 の写真、これは隣接する畑から申出地は下がっていますので、上から見下ろ したような形になっている。赤枠で囲っている部分が平面的な面積のところ でありまして、その上側に伸びていますのが雑木等であると認識していただ きたいと思います。これは北側から撮ったようになっています。なかなか分 かりづらいところではありますが、委員さんと現地を確認した時点では、中 に入ることも容易ではなかったということでありますので、登記で確認され るときに、山林か原野という判断は何とも言えないところでありますけれど も、少なくとも瀬川推進委員と事務局では山林化しているのではないかなと 判断しました。以上でございます。

議長

再度スライドを見ての説明でございましたが、そもそも山林と原野の定義はどうなっているんですか。原野とはアフリカのブッシュって、草原にある程度の茂みがあるブッシュ、藪、あれが原野かなと思っていましたが、折角の機会ですから山林と原野の定義を次長お願いします。

事務局

山林とは林産物の生産を行う樹木及び竹を集団的に生育させるために用いる土地を言います。原野は、耕作の方法によらないで雑草、灌木類を生育する土地です。灌木は人の背丈くらいの高さ、低いものです。

農業委員

僕もね、地目変更は何回も出しています。こういうの。その時に言い合い しますよ、原野と山林の区分についてはね。だから何でかと言うと、出すか らにはそれなりにしとかんとね、農業委員会で山林でとなるとそれは問題か なと。(武部委員)

議長

武部委員もう一度お願いします。マイクで話されていないから。

農業委員

私も以前、炭鉱等の財産を扱っていてですね、登記関係等いっぱいありました。地目変更等も。実地調査も法務局から来てもらって、やりました。そうした時、私の主張もあります。向こうの主張もあるでしょう、基本的に。だけども言い合ってから何とか折り合いをつけてから登記します。だから背丈くらいの雑木ではね、原野として取り扱うとした方が問題ないんじゃないかと私は思います。まあ、こちらの農業委員会が決めたことですから何も言えませんが、一応私の意見はこうです。(武部委員)

議長

大変慎重に審議することはいいことですから、大いに意見は出していただきたいと思うんです。それで、スライドを見てみますと表面から、手前からでは分かりにくく、真上からドローンとかで見れば現状がしっかり分かりますから、今言われる原野であるか山林であるかというのは、より鮮明に分かるのではないかと思いますので、今度の8月の農地パトロールの時には是非その前には各委員さんにタブレットを持たせて、おかしいと思う所はパチパチと撮ってもらって自分の所のパトロールの時に見せてするということで、より正確にというか、そういう風にやっていきたいと思います。今の件についてはどういう風に処理をすればいいんですかね。

事務局

一応ですね、武部委員から原野ではないかとのご意見をいただきましたが、 原案どおり山林という形でさせていただきまして、最終的には登記官の方で 現地確認をした上で原野になるか山林になるか決定するかと思いますので、 この場での委員会としての判断は山林ということでよろしいでしょうか。

農業委員

はい。私もね、現場見てないから何とも言えないですけど。(武部委員)

議長

他に各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員

(なし)

議長

それでは、2番3番については、地元委員佐次川委員が欠席ですから、先ほど事務局から佐次川委員のご意見を申し述べたとおりですが、各委員さんから何かご意見はございますか。

推進委員

推進委員の岩木です。念のために聞いておきたいと思います。2番3番について、最後に宅地って言葉が出てしまったから質問するんですけど、それ聞かなかったら何も質問しなかったんですけど。今現在の地目が畑から本来は宅地の方に変更すべきじゃないのかなと思うんですね。この流れでいくと、まず畑を非農地化した上で宅地にしたいということみたいですよね。それは本来のやり方なのでしょうか。今後の勉強のためよろしくお願いいたします。

事務局

農地かどうかというのは、まず現況で判断するので、今回のケースについてはまず対象地が地目は畑ですけれども、農地法でいう農地に該当するかどうかという時には山林という判断がなされるので、今回については非農地判断で山林として地目を変えた後に、もし必要であれば他の用途に使うという流れになろうかと思います。あくまでも農地がどうかという現況判断でございますので、よろしくお願いいたします。

議 長 他にご意見はございませんね。

委 員 (なし)

議長

なければ、議案第31号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定については、非農地通知を交付するもといたします。

続きまして29ページ、議案第32号令和4年度農業委員会の農地利用の 最適化の推進の状況その他事務の実施状況及び令和5年度最適化活動の目標 の設定等の状況についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたし ます。

事務局

議案第32号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況及び令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定について説明いたします。このことにつきましては、先月の総会におきまして4年度の実施状況及び5年度の目標案についてホームページで公表し、農家等からの意見を求めることにしておりました。内容について要点のみご説明いたします。30ページです。4年度実施状況ですが、令和5年4月1日現在の状況としましては、総農家数が1,182、基幹的農業従事者数は926人、認定農業者数が143人ということになっております。耕地及び作付面積統計によって現在松浦市は2,070haとなっております。次に31ページ、集積面積ですが、先ほどの管内の耕地面積2,070haに対し、これまでの集積面積729haとなっております。この729haは、主に認定農業者が経営している面積の合計になります。集積率は35.2%となっております。

次に遊休農地の発生防止、解消につきましては、松浦市は2.5haの緑区分 の遊休農地がありました。それに対し4年度の目標は0.5 haを解消の目標 としておりました。32ページの実績で0.36haの解消となっております。 次に新規参入の促進です。残念ながら4年度は0経営体ということになって おります。目標ですが、14.6haとなっておりますが、これは新規就農者、 新規参入企業などが仮に松浦市の農地を探されている場合に、農地の所有者 から貸しても良いという所有者からの同意を得た面積の目標でした。その結 果33ページですが、委員さん方の活動記録簿から洗い出しをしまして5. 9haという結果でした。次に最適化活動の活動目標につきましては、4年度 は月当たり8日という目標で頑張っていただきました。結果的には4年度の 実績は月当たり平均が8.9日ということでした。34ページの推進委員等 の点検・評価結果ですが、評語での評価ですが、一番上の期待を大幅に上回 る結果が得られたから一番下の期待をやや下回る結果となった、この4つの 評語に記載されている人数が、それぞれの委員さんの活動結果となっていま す。先月の総会の折にもこちらの数字はお伝えしておりましたが、個別の委 員さんの結果につきましては封書に同封しますので、よろしくお願いいたし ます。続きまして、令和5年度最適化活動の目標の設定等ということです。 こちらは令和5年4月1日現在ということですので、先ほど申し上げた数字 となっております。37ページをご覧ください。5年度の集積目標につきま しては、新規集積面積33haとしております。この新規集積面積とは、担い 手、認定農業者に対して集積する面積になります。これまで認定農業者の方 が耕作されていた農地の貸借期間が満了して同農地を更新する場合、それは 再設定の場合は対象になりません。あくまでも新規の設定、これまで非担い 手の方が耕作されていた農地を認定農業者が新たに耕作する時の面積という ことになっております。次に、緑区分の遊休農地の解消面積ですが、現在の 2. 14haありますが、遊休農地の解消は毎年0.5haとしておりますので、 今年度もこの目標で頑張っていただければと思います。38ページですが、 新規参入者等への貸付について、農地所有者への同意を得る面積の目標です が、今年度は14.0haということになっております。最後になりますが、 一人当たりの活動日数、月9日と決定しております。昨年度の実績が8.9 日でしたので、国からの昨年度の実績以上を目標にとのことですので、今年 度は9日を目標に頑張っていただければと思います。以上でございますが、 この内容につきまして、市のホームページで公表しまして、その後農家等か らのご意見も特にはございませんでした。ですので、原案のとおり決定する こととしてよいかご審議いただきますようお願いいたします。

議長 説明が終わりました。この原案のとおりでよいか、もう少し修正するところがあるか、皆さんのご意見をお伺いいたします。

推進委員 ちょっと勉強させてもらいたいのですが。(百枝委員)

議長 はい、百枝委員どうぞ。

推進委員

推進委員9番百枝です。私の勉強不足ですみませんが、あくまでも認定農業者等に集積する目標ということで、新規ということですよね。中にはちょっと知りませんけど、小作と闇小作ということである程度大きな農家に作ってもらっているということもあるんじゃないかと思うんですよ。それをある程度認定農業者に振り分けないといけないのか、そのままでいいのかどうか、闇小作というのが当然違反するのかどうか、黙っていていいのかちょっと勉強させてください。

議長

事務局お願いします。

事務局

闇小作は違法です。農地法違反になります。罰金とかそういうことになります。最終的には。ですので、本来は農業委員会を通してちゃんと貸し借りをしないと後々トラブルがあった場合に問題になりますので、基本的に農業委員会を通した貸し借りを行っていただいきたいと思います。

推進委員

推進委員8番の鈴立です。やはりなかなか闇小作は無くならない状況でもあるんですが、農業委員会だよりにもですけど、市報にも別用紙を挟んでお知らせするとか農林課からも一緒にそういう風な農家に伝わるように広報されたらいかがかなと思います。

事務局

おっしゃる通り農地法違反ということですので、これの周知のためにですね、農業委員会だよりではどうしても1月の年に1回という発行ですので、市報は毎月やっていますので、1面の枠でそういう情報を、まあ色々と記載しなくても違法ですよということで簡単に罰則等も記載しながら周知を図っていきたいと思います。以上です。

議長

貴重なご意見ありがとうございました。これは確かに多くあります。それを正規に農地集積の方で正式にしたらその数値も上がってくるし、後々のトラブルも随分と少なくなると思いますので、百枝委員、鈴立委員ありがとうございました。そのように広報をするということでよろしくお願いいたします。

それでは議案第32号について他にご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長

議案第32号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その 他事務の実施状況及び令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定について は、記載内容のとおり決定することといたします。

以上を持ちまして本日の付議事項については全て審査決定いたしました。 続きまして、協議事項となっております。事務局お願いいたします。 事務局 本日は、協議事項は特にありませんが、ご報告がございます。

- ・「令和4年度重点活動の取り組み結果及び5年度の重点活動の目標について」
- ・「県の目標の係る実施要領について」
- 「全国農業新聞の購読推進について」
- ・「農業者年金新規加入推進の目標数値について」
- ・「令和5年度農業委員推進委員の担当地区毎の目標設定について」
- 議長 これをもちまして、5月の農業委員会定例総会を終了します。来月の農業 委員会総会は、6月27日火曜日(13時30分~ 場所 市民ホール)と いたします。本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

〈 閉会の時刻 〉

15 時 29 分